**日中一時支援の同一日利用に関する申請書（利用者用）**

　　　申請日　令和　　　年　　　月　　　日

（宛先）松阪市福祉事務所長

日中活動系サービスと日中一時支援を同一日に利用したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 氏　名 |  | | 受給者証番号 |  |
| 生年月日 | 昭和・平成  　　　年　　月　　日 |
| 居住地 | 〒    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号： | | | |
| 児 童 氏 名 | | |  | 生年月日 | 平成・令和  　　　年　　月　　日 |
| 利 用 期 間 | | | □ 日中一時支援の支給決定期間と同じ  □ それ以外：令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 | | |
| 理 由 | | | 介護者が以下の状態にあるため  □ 疾病　　□ 出産　　□ 就労　　□ 介護　　□ 冠婚葬祭や公的行事  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 詳 細  ※具体的な利用方法を記載してください | | | 例）親の仕事が終わる18：00まで日中一時支援を利用したい。 | | |

※ 以下のすべての要件を満たす場合に限り、例外的に併給利用が認められます。

① 保護者又は介護者が疾病、出産、就労、親等の介護、冠婚葬祭・学校等の行事などにより介護できない状態にあるとき。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出者 | □本人　　□本人以外（下の欄に記入） | | |
| 氏　　　名 |  | 申請者との関係 |  |
| 住　　　所 | 〒  電話番号： | | |

② 他の施策や福祉サービスの利用が困難であるとき。

③ サービス等利用計画案において同一日利用の必要性が明確であるとき。

※ 日中活動系サービスとは、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなど1日単位で報酬単価が設定されているものをいいます。